



日本共産党市議会議員

おぜき栄子の

無料法律相談会
毎月第1火曜日(おぜき栄子事務所)
TEL(72)7848 FAX(71)8392

ホームページ <http://www.dl.dion.ne.jp/~smileiko>
Eメール smileiko@dl.dion.ne.jp

にこっと通信

第89号

2015年5月31日(日)

足利市田中町789

第3石川ビル3階

市議会議員

おぜき栄子

「戦争法案」 ストッフを地方から声を上げ平和外交を!

3月議会報告

会期は、2月27日から3月26日の28日間でした。主な議案

- ① 平成27年度の予算審査教育委員長を廃止し
- ② 介護保険料引き上げ
- ③ 子どもの医療費助成条例の改正
- ④ 国保税の引き下げなどの審議をおこない、次の7つの議案に反対しました。

市民負担軽減と中小企業対策予算の徹底を!

平成27年度足利市一般会計予算

歳入は518億円で前年度比0.2%増、地方消費税交付金は24億6500万円で7億6500万円の増の前年度比45%増と大幅に増加しましたが地方交付税2億円の臨時財政対策債5億円の削減されました。消費税増税は市民に新たな負担を押し付けるだけで、暮らし福祉には回らないことが明らかになりました。

個人市民税は、所得が減り続ける中、平成17年と比較すると15億円23%も増税となっています。軽自動車税も新車購入などにより、33%もの増税です。歳出は、市民に全く知られていないマイナンバー制度に約6400万円、来る見込みの約6400万円、来る見込みの新産業用地開発事業に1100万円余などを計上しています。

社会保障としての介護保険制度の確立を!

平成27年度足利市介護保険特別会計保険事業勘定予算

年金収入280万円の高齢者は利用料が2倍の2割負担となります。2.27%もの介護報酬の引き下げ、施設の経営も逼迫し、サービスの後退も心配。国の負担を抜本的に増やし、社会保障としての介護保険となるように働きかけることと自治体としての精一杯の努力が求められます。



「戦争法案を許さず」と街頭から訴える

→インタービジネスパークの空地をスクターの民有地の企業誘致を所有者と一緒に積極的に働きかけるべきです。市は土地を開発した責任があります。開発優先ではなく全庁上げて増税で苦しむ市民や中小企業に対しての負担軽減・仕事起しなどの対策を講じることが必要です。中学生までの医療費窓口無料化の拡大や学童保育所の施設の充実など市民要求に応えた予算となっています。

23億円の基金で国保税の大幅な引き下げを!

平成27年度足利市国民健康保険特別会計事業勘定予算

23億円の基金を使って、所得・資産に係らない国保税の大幅な引き下げを行うべきです。預貯金、生命保険の差押えなどの厳しい取立てと保険証の取り上げは止めるべきです。

安心な高齢者医療制度を国に働きかけよ!

平成27年度足利市後期高齢者医療特別会計予算

国は、昨年保険料を引き上げ、低所得者対策として保険料の減額対策を打ち切る方針を明らかにした。高齢者の支払い能力の限界を超えています。後期高齢者医療制度は廃止し、支払の心配のない、安心してかかる医療、社会保障としての高齢者医療制度を確立することを国に対して働きかけるべきです。



毎月11日に原発ゼロと被災者救援募金を市内スーパー前で訴える

後期高齢者医療保険料の軽減措置縮小

軽減措置	該当者	現状	見直し後
均等割 9 割軽減	4,290人	4,300円	12,900円
均等割 8.5割軽減	3,602人	6,400円	12,900円
均等割 5 割軽減	1,840人	21,600円	21,600円
均等割 2 割軽減	1,681人	34,500円	34,500円
一定所得以下の所得割 5 割軽減	2,235人		廃止
被扶養者均等割	2,784人	4,300円	21,600円

平成29年度から段階的に軽減措置を縮小

平成27年度足利市水道事業会計予算
水道施設管理を業務効率化を図るためとして夜間・閉庁日を業務委託。管理体制の強化として事故の未然防止・緊急時の対応等をおこなっています。このことから業務委託することは逆行することになるのではないかと。夜間の管理体制は、市職員が行うべきです。

夜間・休日の業務委託は、管理体制強化に逆行!

地域経済を低迷させる市職員給与引き下げはやめよ!

足利市職員の給与に関する条例等の改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度を総合的に見直しに順じ、市職員の給与制度の総合的な見直しを行うための条例改正である。その中で市職員の給与の平均2%削減、現給保障はあるものの3年間だけで大幅な給与の引き下げです。疲弊した地域経済をさらに低迷へと導きかねません。

教育委員長の廃止は、戦前の教育に逆戻り?



特別職の職員等の給与に関する条例等の改正等について

教育委員長をなくし、統括した教育長を直接任命することは、教育委員会をさらに形骸化させること。市長の権限を強めることです。戦前の教訓により、教育は政治とは別の独立した組織として教育委員会となった歴史に逆行することになります。いま求められていることは子どもたちの置かれた状況を改善のために教育委員会をはじめ、学校などが子どもたちの立場にたった行動を一日も早く起こすことです。

一般質問

無期限の派遣労働と残業代「ゼロ」の2つの法案を国会に提出しないように働きかけよ！

1 労働者の権利を守るために

おげき：安倍政権は、無期限に労働者を派遣で使い続けることができる労働者派遣法改正案、残業代「ゼロ制度」である高度プロフェッショナル制度を導入する労働基準法改正案を国会に提出をしようとしています。市民を守る立場から二つの法案を国会に提出しないように働きかけるべきではないか。

市長：国は、総合的な観点から充分な議論を重ねてきたきた。2つの法案に対して、国に積極的な働きかける市長答弁とはなりません。

労働者派遣法と改悪案

労働者派遣法の大原則の第1は、「派遣は、臨時的・一時的業務」に限る。常用雇用の代替、正社員を派遣に置き換えることはしてならない。

第2は、この大原則を担保するものとして、派遣受入期間は「原則1年、最大3年」とする。今回提出をしようとしている法案は、「過半数の労働組合の意見聴取」により派遣受入期間の延長、これでは正社員から派遣社員への大規模な置き換えが進むことになりま。

おげき：市役所の非正規雇用の嘱託職員、補助職員数（臨時職員数）はどのくらいか。また、正規職員同等に近づける賃上げを行うべきではないか。

市長：H21年度より正規職員の賃金引下げ、H22年度に補助嘱託職員の賃金を引き上げを実施。今後も検討。

補助職員	213人
事務職	時給820円
保育士	時給960円
嘱託職員	162人
事務職	月額 158700円
保育士	月額 166900円

再質問で、補助職員・嘱託職員の賃金待遇改善を求めたが消極的な対応に終始しました。



今回の労基法改悪案

「高度プロフェッショナル制度」と名づけた労働時間の適用除外制度。該当する労働者は労働基準法第4章で定めている労働時間（休憩、休日、深夜の割増賃金）にかかわるいつさいの労働規制の対象外となります。

区画整理事業は、住民合意を前提に！

2 観光と地域経済の活性化

「まちづくり」の仕事は、土地の開発の防止、将来を考えた土地利用の適正化をはかること。美しく魅力的で个性的な景観づくりを行うこと。歩行者が自由に歩き憩うことのできる快適な空間の確保を図ること。伝統的な文化を保全・復元し、またその活用を図ることなど指摘。

おげき：まちづくりには、法的には、まちづくり法に合致しているかどうかの検証が必要ではないか。敷かれたレールだから後戻りできないのでは財政力、市民力に対応できないことになってしまいます。安心して生活できる人間尊重の「住むに値する」まちであることが大前提となつて「まちづくり」をすすめていくべきではないかを求めました。

おげき：大日西・中央土地区画整理事業の再開に向けて計画策定経費をH27年度

野村県議と街頭から市議会の報告を行う



予算に1000万円計上しているが、どのように事業を進めるのか。
当局：休止していた国庫事業の再開のために計画書作成権利調査を行う。

おげき：住民の中に反対者が多い同事業を再開するに当たって住民との話し合いは行なわれたのか。
当局：再開に当たり説明会を開催。事業促進の意見、今後の事業の進め方について多くの質問をいただいた。今後も地元の方々に主旨説明し、事業をすすめる。

おげき：同事業は、観光のまちとして相応しいまちづくりとなるか。

当局：狭い道路の解消、防災性の向上を図る、まちの回遊性が高まり、にぎわいの創出が図れる。

おげき：、該当地域を訪問。住民の声は、区画整理事業に「賛成」「このまま住み続けたい」、「路地裏を残したい」など事業推進には合意を得ている状況ではないことを明らかにして、住民合意を前提にすすめることと当局に質しました。

介護保険料の引き上げ額

旧区分	旧	新	新区分	所得金額
第1段階	22,100	24,200	第1段階	生保受給者
第2段階	22,100			非課税
第3段階	35,900	39,400	第2段階	～120万
	40,900	45,500	第3段階	120万超
第4段階	47,000	51,600	第4段階	世帯課税者有80万円以下
	55,300	60,700	第5段階	世帯課税者有80万円超
		69,800	第6段階	～80万
第5段階	66,400	72,800	第7段階	～120万
第6段階	74,700	78,900	第8段階	～190万
第7段階	83,000	91,000	第9段階	～290万
第8段階	88,500	97,100	第10段階	～400万
第9段階	94,000	103,200	第11段階	～500万
第10段階	121,700	130,500	第12段階	～700万
第11段階	149,300	157,800	第13段階	700万円以上

* 新区分では段階により所得金額が旧区分とは異なっています。

介護保険料の引き上げは、負担能力の限界！

3. 社会保障制度としての介護保険制度

介護保険の「介護の危機」打開するための課題

1. 「介護難民」「介護漂流」など行き場のない要介護高齢者をなくすための対策
2. 家族の介護負担の軽減・解消の取り組み
3. 介護労働者の処遇（賃金・労働条件など）の抜本的な引き上げ。国の責任と負担で介護労働者の賃金・労働条件の解決が不可欠。
4. 要介護認定を廃止。まず、認定から出発するのではなく、暮らしの中で介護の必要性から出発する制度にする。介護サービス決定は、保険者を加えた新たなサービス担当者会議の合議に委ねる。「認知症の人と家族の会」が提言。（2010年6月）
5. 介護保険料と財源問題の根本的な見直し。「保険料抑制軽減の財源は国庫負担から投入、サービスの充実・改善も必要に

再質問で、介護保険料引き下げのため一般財源の投入は、国会答弁を引用して可能であると、減免制度の必要性を質しました。

おげき：H29年度に重要な介護予防支援サービスが総合事業に移行することになる。これまでと同じサービスが受けられるのか。
当局：総合事業に移行しても必要あれば受けられる。

再質問で、介護保険料引き下げのため一般財源の投入は、国会答弁を引用して可能であると、減免制度の必要性を質しました。